

各務原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱

(令和3年9月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設、設備等の整備等をする事業（以下「施設等整備事業」という。）を行う者に対し、国の定める地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日付老発第0529001号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「国実施要綱」という。）及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（平成24年7月17日付厚生労働省発老第0717第2号厚生労働事務次官通知別紙。以下「国交付要綱」という。）に基づき、各務原市地域介護・福祉空間整備等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、国実施要綱の規定により市が策定した各務原市防災・減災等事業整備計画に基づき、補助事業者が実施する施設等整備事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、国交付要綱の4及び5に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、国交付要綱の5に定めるところにより算定した額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書及び仕様書
- (2) 図面、位置図、写真等現況及び改修箇所が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、規則第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、各務原市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

- (2) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等（共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。）の資金提供を受けてはならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) この補助金に係る補助対象経費に対し、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならないこと。

(実施報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して25日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、規則第11条に規定する補助事業実施報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 図面及び完成写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付決定のあった翌年度の4月10日までに、補助事業年度終了実施報告書（別記様式）を市長に提出しなければならない

ない。

(書類、帳簿等の保管期間)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具その他の財産がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第9条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。

2 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

各務原市長 宛

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

補助事業年度終了実施報告書

各務原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり補助事業の年度終了実施報告をします。

記

- 1 実施している補助事業名
- 2 補助事業の目的及び内容

.....
.....
.....

- 3 計画の実施状況

.....
.....
.....

- 4 補助事業の着手及び完了予定日

着 手 年 月 日
完了予定 年 月 日

- 5 備考